

議 案 第 7 0 号

新居浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

新居浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を  
次のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正  
する条例

新居浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「かつ身体強健」を「、かつ、身体強健」に改める。

第4条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第2項第1号中「前条第3号」を「前条第2号」に改める。

第9条ただし書中「従がい」を「従い」に改める。

第11条中「若しくは」を「又は」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

## 提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、消防団員となる者の欠格条項の見直しを行うとともに、所要の条文整備を行うため、本案を提出する。